

市立病院外来診療日程

【問合先】
市立病院医事係 ☎②3131

[]は新規患者の受付時間

区分	受付時間	月	火	水	木	金
発熱外来 (予約制)	8:30～11:00	○	○	○	○	○
内科 (予約制)	8:30～11:00	○	○	○	○	○
	13:00～14:00	○	○	—	○	—
循環器科 (予約制)	8:30～11:00	—	—	○	—	—
	13:00～14:00	○ ※1	—	○	—	—
外科	8:30～11:30	○	○	○	—	○
整形外科 (予約制) ※2	8:30～11:00	○	○	—	○	—
	13:00～14:00	—	○	—	—	—
小児科	8:30～11:30	○	○	○	○	○
	13:30～15:00	○	○ ※3	○	○ ※3	○
皮膚科	8:30～11:30	—	○	—	—	○
泌尿器科	8:30～11:30	—	—	—	—	○
耳鼻咽喉科 ※4	8:30～11:30	○	—	—	—	—
	[8:30～11:00]	○	—	—	—	—
	13:00～14:30 [13:00～14:00]	○	—	—	—	—
眼科	8:30～11:30	○	○	—	—	○
	[8:30～11:00]	○	○	—	—	○
	13:00～14:30 [13:00～14:00]	○	—	—	—	—
精神神経科 ※5	8:30～11:30	—	○	—	○	—

※1 循環器科の月曜日は第2、第4のみ診療します。

※2 整形外科の乳幼児脱臼検査は午前中に行います。

※3 小児科の火曜日と木曜日は、13:30～14:30に乳幼児予防接種15:00～16:00に小学生以上の予防接種を優先して診療します。

※4 耳鼻咽喉科の月曜日が休日の場合、火曜日に診療を行います。

※5 精神神経科は新規患者の受け付けはしていません。

■一般健康診断は内科外来で月・火・金曜日の午前中に行います。

■お薬は院外保険調剤薬局で処方せんと引き換えにお受け取りください。また、代金は保険調剤薬局にお支払いください。

■外来診療の詳細は電話などで問い合わせください。

介護支援ボランティアポイント事業参加者募集

市が指定するボランティア活動などを行っていただいた高齢者にポイントを付与します。

このポイントは「みかさ共通商品券」と交換して、買い物などで利用いただけます。

【対象】市内在住の65歳以上の方(要支援・要介護認定者、事業対象者は対象外)で、ささえあいサポーター養成講座またはそれに準じる研修を修了し、社会福祉協議会のボランティア保険に加入された方

【ボランティア活動などの内容】事業所や施設の利用者・入所者の話し相手、レクリエーションや行事の補助、お茶出し、サロン活動の補助など(指定された施設や団体により内容は異なります)

【申請方法】印鑑とボランティア保険に加入したことを証明できる領収書などをお持ちのうえ、窓口までお越しください。なお、前年度に登録いただいていた方も活動を継続いただく場合は、再度、申請してください。

■ポイントの付与方法

▼1時間の活動につき1ポイントで1日最大2ポイントまで

▼付与の期間は毎年4月1日から翌年の3月31日まで

■ポイントの交換方法

▼1ポイント100円で、10ポイント(1,000円分)から最大50ポイント(5,000円分)まで交換できます。

▼交換は1年度のうちに一回だけで、年度内に貯めたポイントを3月中に交換していただきます。

【申請・問合先】ふれあい健康センター
地域包括支援センター ☎③2010



納税についてのお知らせ

【問合先】税務財政課納税係 ☎②3163

地方共通納税システムを利用した納付方法が追加されます

4月から、全国の市町村を対象に、地方税の新たな納付方法が拡充されます。

納付書に印刷されているQRコード(二次元バーコード)で、ご自宅のパソコンやスマートフォンなどから、クレジットカードやスマホ決済アプリなどによる納付ができるようになります。また、QRコードを利用して、納付書に記載されている金融機関以外でも、共通納税対応金融機関であれば、手数料を必要とせずに納付することができます。対象税目は、市道民税(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税(種別割)で、保険料などは納付書に記載されていない金融機関での納付は、手数料が必要となりますので、ご注意ください。

- ▶納期限は、月末(末日が土・日曜日、祝日の場合は翌日)です。忘れずに納めましょう。
- ▶住宅料、保育料、水道料、下水道料、給食費は毎月納入です。
- ▶4年度以前の税金・料などの納め忘れがないかご確認ください。
- ▶仕事などで忙しい方は、口座振替をご利用ください。

口座振替は、納入通知書に記載のある金融機関および各担当係で手続きができます。

手続きには納税通知書または納入通知書、預貯金通帳、預貯金通帳に使用している印かんを用意してください。

2	1		12			11			10			9		8		7		6	5	4	月															
介護保険料	後期高齢者医療保険料	国民健康保険料	固定資産税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	国民健康保険料	市道民税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	国民健康保険料	固定資産税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	国民健康保険料	市道民税	介護保険料	後期高齢者医療保険料	国民健康保険料	固定資産税	市道民税	軽自動車税	固定資産税	納める税金など													
8期	8期	8期	4期	7期	7期	7期	4期	6期	6期	6期	3期	5期	5期	5期	4期	4期	4期	3期	3期	3期	3期	2期	2期	2期	2期	1期	1期	1期	2期	1期	1期	1期	1期	1期	1期	別

春の火災予防運動 4月20日～4月30日

【問合先】
消防署消防係 ☎②3499

この時季は、空気が乾燥し風も強く吹くため、小さな火の粉からでも火災が発生することが心配されます。特に次のことに注意しましょう。

◆ごみ焼きは法律で禁止されています

例年、ごみ焼きから野火などの火災が発生しています。ごみ焼きは法律で禁止されており、違反すると処罰の対象となります。ごみは、指定の袋に入れて収集日に出しましょう。

◆たばこは火災原因の上位を占めています

- ▶寝たばこはしない
- ▶歩きながらの喫煙、たばこの投げ捨てはしない
- ▶灰皿に吸殻をためない
- ▶火のついたタバコを放置しない

◆ホームタンクの点検を

冬季間は除雪作業や屋根からの落雪などによるホームタンクの破損が心配されます。タンク本体の変形や、特に配管が破損していないかを確認し、灯油漏れの早期発見に努めましょう。例年と比較して灯油の減り方が早いときは要注意です。

◆住宅用火災警報器の点検を

住宅用火災警報器は設置から10年を過ぎると本体の故障や電子部品の寿命、電池切れなどで火災を感知しないことがありますので、日ごろから作動点検を行い、設置から10年を目安に警報器本体を交換しましょう。